

# 審 査 基 準

令和7年2月27日作成

法 令 名：警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則
根 拠 条 項：第12条第2項
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付
原権者（委任先）：秋田県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日以内
申 請 先：申請書は、営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係 (電話018-863-1111、内線3043～3045)
備 考：